

6 工事における注意点

変更許可等により危険物施設の変更をするときは、通常と異なる作業を行うために事故のリスクが大きくなります。また、危険物施設に関係のない部分の工事でも、危険物施設の工事につながる場合がありますので注意しましょう。

1 危険物許可事業所内で工事をする際の注意点

- ① 施設側の担当者による工事立会の実施
- ② 工事担当者へ施設の概要及び埋設配管の位置等の連絡
- ③ 施設再開時のバルブ等の開閉状況及び他系列の作業状況の確認
- ④ 工事前の危険物抜き取り状況の確認

2 県内の事故事例

- ① 工場休業中に配水管施工業者が掘削工事を行った際、危険物の埋設配管を破損、翌日、配管破損の報告を受けないまま工場の操業を開始したところ、A重油が漏えいした。(H19)
- ② 危険物施設内の工事のため床張り作業中の作業員が、誤ってサービスタンクのフロート弁上部の調整レバー上に床を張ってしまったため、調整レバーが作用せずA重油が河川に流出した。(H18)
- ③ メンテナンスでポンプのエア抜きバルブを開放のままにしたため、A重油約1,000リットルがオーバーフローした。(H18)
- ④ 完成検査終了後、配管をつなぎ合わせるときに片方のフランジ部分を締め忘れたため、ガソリンが河川に流出した。(H17)



屋外タンク貯蔵所清掃中の火災事例